

決 裁 令和 年 月 日			
担 当	確 認	係 長	課 長
別紙判定図のとおり回答する。			

—

建築基準法に係る道路事前相談カード

令和 年 月 日

1. 相談依頼者（建築主・土地所有者・借地人） *複数で記入不可能な場合は別紙に記載

住 所 _____

氏名(法人名) _____

印 _____

電 話 _____

(担当者) _____

2. 相談に係る土地の所有者（登記簿上の所有者全員） *複数で記入不可能の場合は別紙に記載

住 所 _____

氏名(法人名) _____

印 _____

電 話 _____

(担当者) _____

3. 実務者

住 所 _____

氏名(法人名) _____

担当者 _____

印 連絡先 _____

4. 調査敷地の所在地

住居表示：中野区 _____

丁目 _____

番 _____

(号) _____

登記地番：中野区 _____

丁目 _____

5. 相談の内容 *該当項目にチェックして下さい。

法第42条第2項道路の中心線及び終端について。

法第42条第1項第5号道路の指定済み位置について。

その他 (_____)

受 付 欄

提出書類は、裏面をご覧ください。

注 意：上記の相談に必要な照会・指示等に対し、依頼者の実務担当が連絡・対応を行わない場合、又は指示・連絡をした日から3か月を経過した時点で、本相談が取り下げられたものと見なし処理をします。

*相談カードに係る業務については、原則、実務担当者を通じて行います。（表面）

《提出書類》

1. 建築基準法に係る道路事前相談カード（申請書）：1部
2. 案内図：3部
3. 現況実測図：3部

①現況敷地の境界内容を図面上に図示して下さい。

②現況敷地境界にポイントとなるものがない場合は、ペンキ等で明示して下さい。

4. 公図（写し）：1部 *インターネットで取得した公図の写しでも可。

5. 土地の登記簿謄本（写し）：1部 *インターネットで取得した謄本の写しでも可。

*謄本住所と現住所が異なる場合：住民票又は戸籍謄本附票の写しを追加下さい。

*謄本の所有者と相談カードの所有者が異なる場合：①売買の場合は、売買契約書を追加下さい。

②相続が発生の場合は、相続人が分かる書面の写しを追加下さい。

6. その他 *下記に掲げる図書等がありましたら写しを1部、資料として提出下さい。

①地積測量図(写し)、②道路・土地測量図(写し)、③道路・土地境界図及び境界確認書(写し)

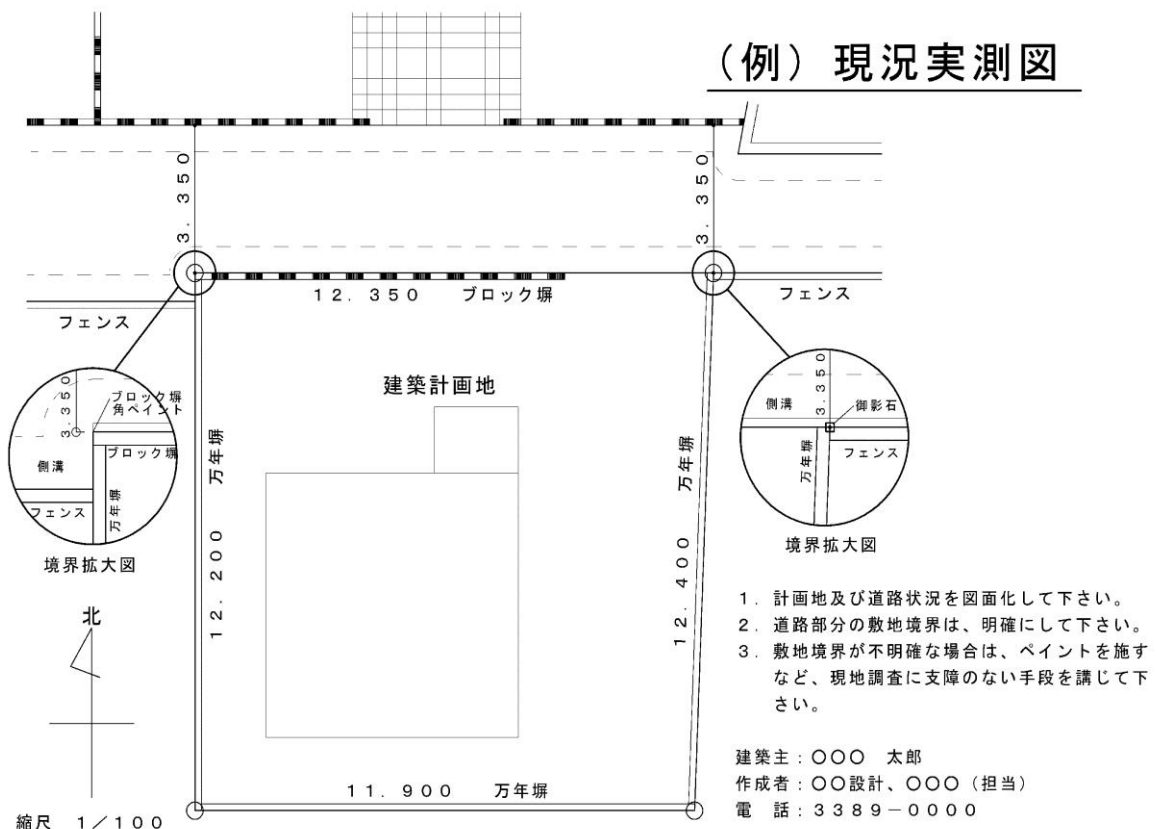
④貸地・借地図及び契約書(写し)、⑤道路及び敷地に関する写真(写し)、⑥その他参考となる資料

中野区 都市基盤部 建築課 道路判定係 〒164 - 8501 東京都中野区中野4丁目8番1号

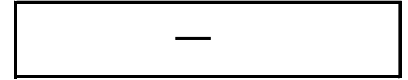
電話03 - 3389 - 1111内線5331～2 FAX03 - 3228 - 5471

【記事欄】

(裏面)



別紙 相談依頼者、土地所有者



1. 調査敷地の所在地

住居表示：中野区 _____ 丁目 番 (号)

登記地番：中野区 _____ 丁目 _____

2. 相談依頼者

住 所 _____

氏名(法人名) _____ 印

電 話 _____ (担当者)

住 所 _____

氏名(法人名) _____ 印

電 話 _____ (担当者)

住 所 _____

氏名(法人名) _____ 印

電 話 _____ (担当者)

3. 相談に係る土地の所有者

住 所 _____

氏名(法人名) _____ 印

電 話 _____ (担当者)

住 所 _____

氏名(法人名) _____ 印

電 話 _____ (担当者)

住 所 _____

氏名(法人名) _____ 印

電 話 _____ (担当者)